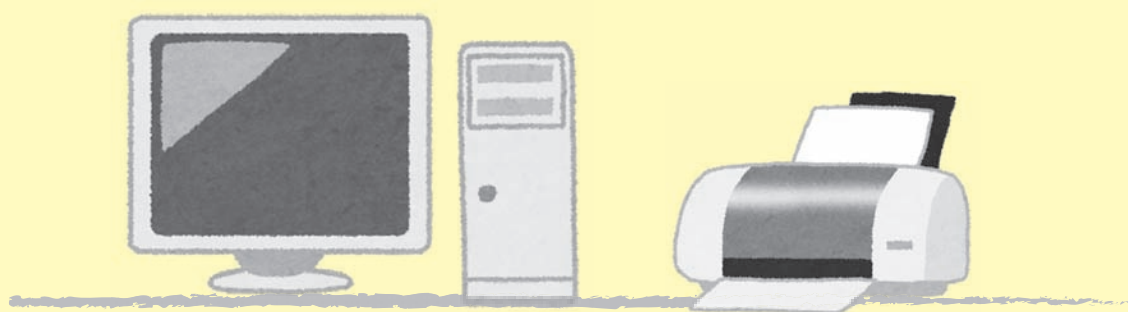


第2 業務内容



1 試験検査等



環境部門



1 試験検査業務

(1) 有害大気汚染物質等調査（環境大気）

環境局環境監視課からの行政依頼検査として、揮発性有機化合物（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、塩化メチル、トルエンの11物質）、金属類（ニッケル、ヒ素、ベリリウム、マンガン、クロムの5物質）、アルデヒド類（ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド）、多環芳香族炭化水素類（ベンゾ[a]ピレン）及び酸化エチレンの20物質の有害大気汚染物質等について、市内の4ヵ所で採取した環境大気試料の分析を行った。分析結果を表1に示す。

(2) 微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析

環境局環境監視課からの行政依頼検査として、市内1地点の微小粒子状物質（PM2.5）の3成分（無機成分、イオン成分、炭素成分）の分析を行った。試料採取期間は、春期、夏期、秋期、冬期の4期各2週間とし、その間毎日採取を行った。

(3) 特定悪臭物質検査

環境局環境監視課からの行政依頼検査として、工場・事業場の敷地境界で採取した試料について、悪臭防止法で指定される特定悪臭物質の分析を行った。いずれの検体についても、規制基準を満たしていた。分析対象悪臭物質名及び検体数を表2に示す。

(4) JESCO排ガス検査

環境局環境監視課からの行政依頼検査として、北九州PCB廃棄物処理施設の排ガス等の分析を行った。

測定項目は排出ガス等のベンゼン23検体、硫黄酸化物4検体及び塩化水素4検体であった。

(5) 廃棄物処分場の放流水等の水質検査

環境局施設課からの行政依頼検査として、市が運営する廃棄物処分場（響灘西地区廃棄物処分場他）の放流水等の水質検査（ダイオキシン類を除く排水基準が定められた全項目）を実施した。

いずれの検体についても、処分場の排水基準を満たしていた。

(6) ごみ焼却工場の放流水等の水質検査

環境局施設課からの行政依頼検査として、市が運営するごみ焼却工場（日明工場、皇后崎工場）の

下水道放流水等の水質検査（ダイオキシン類、PCB及びよう素消費量除く放流基準が定められた全項目）を実施した。いずれの検体についても下水道放流基準を満たしていた。

(7) 工場・事業場排水の水質検査

環境局環境監視課からの行政依頼検査として、工場・事業場の排水の水質検査（排水基準が定められている項目等）を実施した。CODが1検体上乘せ排水基準を超過した。

(8) 苦情等に伴う臨時試験検査

環境局や建設局などから、苦情等に伴う22件（計64検体）の検査依頼があった。それらの内容を表3に示す。

(9) 環境測定分析統一精度管理

職員の能力向上及び分析精度の確保を目的として、環境省が実施する環境測定分析統一精度管理調査に参加した。本年度は、模擬排水試料（COD、BOD、ふっ素、ほう素）の分析および模擬水質試料揮発性有機化合物（1,1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエタン）の分析を行った。結果は各項目の平均値との差は小さく良好であった。

表1 平成29年度 有害大気汚染物質等分析結果（環境大気）

項目	検体数*	最小	最大
1	48	<0.005	0.38
2	48	<0.003	0.068
3	48	<0.004	0.43
4	48	<0.004	0.59
5	48	0.32	1.7
6	48	<0.010	1.2
7	48	<0.012	0.32
8	48	0.22	3.2
9	48	<0.004	0.13
10	48	0.39	9.2
11	48	0.32	12
12	48	0.8	28
13	48	0.13	5.6
14	48	<0.0021	0.29
15	48	2.5	160
16	48	1.3	110
17	48	0.56	6.1
18	44	<0.006	3.8
19	48	0.017	2.8
20	48	0.038	0.17
合計	956		

* 検体数は延べ数

* 項目1～11及び17,18,20の単位は[$\mu\text{g}/\text{m}^3$]、他の項目の単位は[ng/m^3]

表2 平成29年度 分析対象悪臭物質及び検体数

分類	物質名	検体数*
硫黄系悪臭物質	硫化水素	8
	メチルメルカプタン	8
	硫化メチル	8
	二硫化メチル	8
アンモニア	アンモニア	8
トリメチルアミン	トリメチルアミン	4
脂肪酸類	プロピオン酸	8
	ノルマル酪酸	8
	ノルマル吉草酸	8
	イソ吉草酸	8
アルデヒド類	アセトアルデヒド	8
	プロピオンアルデヒド	8
	ノルマルブチルアルデヒド	8
	イソブチルアルデヒド	8
	ノルマルバレルアルデヒド	8
	イソバレルアルデヒド	8
炭化水素類	酢酸エチル	4
	イソブタノール	4
	メチルイソブチルケトン	4
	トルエン	4
	キシレン	4
	スチレン	4
合計		148

* 検体数は延べ数

表3 平成29年度 苦情等に伴う臨時試験検査

No	依頼月日	依頼者	検体種類	検体数	調査内容
1	H29年 6月27日	産業経済局農林課	河川水	3	COD等
2	7月19日	建設局水環境課	河川水	4	COD等
3	8月4日	環境局環境監視課	粉じん	2	電子顕微鏡観察 (形状、組成)
4	8月4日	環境局環境監視課	環境大気	1	揮発性成分 (VOC)
5	9月5日	建設局水環境課	河川水	4	COD等
6	9月7日	環境局環境監視課	河川水	7	クロロフィルa
7	9月14日	環境局環境監視課	排水等	6	フェノール
8	9月20日	建設局水環境課	河川水	4	COD等
9	10月6日	上下水道局水質管理課	泥状流入物	1	電子顕微鏡観察等 (形状、組成)
10	10月12日	環境局環境監視課	河川水	3	BOD等
11	10月26日	建設局水環境課	河川水	4	COD等
12	12月5日	環境局環境監視課	河川水	3	BOD等
13	12月12日	環境局 産業廃棄物対策課	廃棄物	1	陰イオン成分等
14	12月18日	環境局環境監視課	河川水	3	BOD等
15	12月19日	環境局環境監視課	海水	1	重金属類
16	H30年 1月23日	環境局環境監視課	河川水	3	BOD等
17	2月9日	環境局環境監視課	河川水	3	BOD等
18	2月15日	環境局環境監視課	海水	2	亜鉛
19	2月21日	建設局水環境課	河川水	3	COD等
20	3月14日	環境局環境監視課	海水	1	亜鉛
21	3月14日	環境局環境監視課	河川水	2	揮発性成分 (VOC)
22	3月22日	環境局環境監視課	河川水	3	BOD等

2 受託業務

(1) 化学物質環境実態調査

環境省は「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)の施行に伴い、一般環境中の既存化学物質の残留状況の把握を目的として、数万種類の既存化学物質を総点検し、その中から約1,100物質を選び、化学物質環境汚染実態調査を実施している。

当研究所は調査開始当初からこの調査に参加し、平成29年度も調査対象化学物質の環境残留状況の把握を目的とした初期・詳細環境調査、POPs条約対象物質及び化審法第1,2種特定化学物質等の環境実態を経年的に把握することを目的としたモニタリ

ング調査を行った。

平成29年度に実施した調査内容を次に示す。

① 初期・詳細環境調査

環境調査を行った化学物質を表4に示す。洞海湾で水質試料1検体と底質試料3検体の採取を実施し、水質試料においては、酢酸2-メトキシエチル、2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン及び2,4-ジニトロアニリンの3物質について当研究所で分析を行った。

② モニタリング調査

モニタリング調査の対象物質を表5に示す。調査試料は洞海湾で採取した水質1検体、底質3検体で、当研究所では試料採取を実施した。

表4 初期・詳細環境調査対象物質

水質試料 (試料採取及び分析)	酢酸2-メトキシエチル 2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン 2,4-ジニトロアニリン
水質試料 (試料採取のみ)	2,3-エポキシ-1-プロパノール 1-ナフトール ベタナフトール 1-ニトロピレン トリフェニルホウ素(III)及びその化合物 1,2,4-トリメチルベンゼン ナフタレン
底質試料 (試料採取のみ)	フルオランテン ナフタレン

表5 モニタリング調査対象物質

PCB類 ヘキサクロロベンゼン(HCB) クロルデン類 ヘプタクロル類 ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH)類 ポリブロモジフェニルエーテル類 ペンタクロロベンゼン ポリ塩化ナフタレン類 ペンタクロロフェノールとその塩およびエステル類 短鎖塩素化パラフィン

衛生化學部門



1 試験検査業務

(1) 食品添加物の検査

保健所東部生活衛生課及び西部生活衛生課の依頼による輸入食品40検体、延べ85件について保存料等の食品添加物の検査を行った。添加物名、食品の種類及び検査件数については表1のとおり。

表示、使用基準、残存基準とも違反はなかった。

表1 輸入食品中の食品添加物検査件数一覧表

添加物名	食品の種類	検査件数
保存料 (ソルビン酸, ソルビン酸カリウム)	かん詰・びん詰食品	4
	野菜、果実、その加工品	2
	菓子類	8
	酒精飲料	4
	乳製品	1
	シロップ・飲料	6
	醸造酢	1
酸化防止剤 (BHA, BHT, TBHQ)	菓子類	7
発色剤 (亜硝酸根)	肉卵類加工品	4
漂白剤・酸化防止剤 (亜硫酸塩)	かん詰・びん詰食品	2
	酢漬け・味噌漬け	1
	野菜、果実、その加工品	3
	醸造酢	2
	酒精飲料	7
	シロップ・飲料	2
	マスタード	3
着色料 (酸性タール色素)	シロップ・飲料	4
	菓子類	4
	酒精飲料	1
	マスタード	1
甘味料 (サッカリンNa)	シロップ・飲料	4
	かん詰・びん詰食品	3
	野菜、果実、その加工品	1
	菓子類	8
	醸造酢	1
	酒精飲料	1
総計		85

(2) 食品中の有害物質等の検査

① 貝毒

保健所東部生活衛生課の依頼により、国産及び輸入品のあさり、しじみ、ハマグリ等二枚貝5検体の麻痺性貝毒の検査を行った。いずれも定量限界値未満であった。

② 残留動物用医薬品(保健福祉局依頼分)

保健所東部生活衛生課の依頼により、鶏卵4検体

及び鶏肉2検体並びに生乳1検体の検査を行った。検査項目は以下のとおり。結果は全て定量限界値未満であった。

ア 鶏卵及び鶏肉の検査項目

スルファメラジン、スルファジミジン、スルファモノメトキシシ、スルファジメトキシシ、スルファキノキサリン、オキサソリニック酸、チアンフェニコール、オルメトプリム、トリメトプリム、ピリメタミン、ナイカルバジン、フルベンダゾール、オキシテトラサイクリン(鶏卵のみ)、クロルテトラサイクリン(鶏卵のみ)、テトラサイクリン(鶏卵のみ)、アルベンダゾール、エトパベート、スルファクロルピリダジン、スルファチアゾール、スルファドキシシ、スルファニトラン、スルファピリジン、スルファメラジン、チアムリン、レバミゾール、スピラマイシシ(鶏卵のみ)、スルファジミジン(鶏卵のみ)、スルファメトキサゾール(鶏卵のみ)

イ 生乳の検査項目

スルファメラジン、スルファジミジン、スルファモノメトキシシ、スルファジメトキシシ、スルファキノキサリン、オキサソリニック酸、チアンフェニコール、オルメトプリム、トリメトプリム、ピリメタミン、ナイカルバジン、フルベンダゾール、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン、アルベンダゾール、エトパベート、スルファクロルピリダジン、スルファチアゾール、スルファドキシシ、スルファピリジン、スルファメラジン、チアムリン、レバミゾール、スピラマイシシ、スルファジミジン、スルファメトキサゾール、チアベンダゾール、キササマイシシ、酢酸メレンゲステロール、タイロシシ

③ 残留動物用医薬品(教育委員会依頼分)

教育委員会学校保健課の依頼により、豚肉27検体の検査を行った。検査項目は以下のとおり。結果は全て定量限界値未満であった。

ア 豚肉の検査項目

アルベンダゾール、エトパベート、オキサソリニック酸、オルメトプリム、スルファキノキサリン、スルファクロルピリダジン、スルファジミジン、スルファジメトキシシ、スルファチアゾール、スルファドキシシ、スルファピリジン、スルファメトキシピリダジン、スルファメラジン、スルファモノメトキシシ、チアムリン、チアンフェニコール、トリメトプリム、ピリメタミン、フルベンダゾール、レバミゾール

④ 養殖魚介類中の有害化学物質

保健所東部生活衛生課の依頼により、養殖魚介類15検体について、トリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT)、及び動物用医薬品8種類(鶏卵及び鶏肉の検査項目のうちスルファメラジンからオルメトプリムまで)の検査を行った。

その結果、TBT、TPT及び動物用医薬品は全て定量限界値未満であった。

⑤ バナナの防かび剤

教育委員会学校保健課の依頼により、バナナ3検体(各全果及び果肉)のチアベンダゾールの検査を行った。結果は全て定量限界値未満であった。

⑥ パン類等のアレルゲン(アレルギー物質)

保健所東部生活衛生課及び西部生活衛生課の依頼により塩パン、米粉パン、春雨の酢の物等16検体について特定原材料「卵」及び「乳」を対象として検査を行った。異なる二つのキットで共に陽性の結果が得られた場合を陽性と判断するが、結果、テーブルロールパンで「卵」及び「乳」が、ミニエピパンで「乳」が陽性となった。

⑦ 魚類中のヒスタミン

保健所東部生活衛生課及び西部生活衛生課の依頼により、アジの開き、さばみりん干しやうるめいわしの丸干し等20検体についてヒスタミンの検査を行った。結果は、真いわし開きで21mg%が検出された。それ以外は定量限界値未満であった。※定量限界値5mg%(5mg/100g)

(3) 健康食品中の医薬品の検査

保健所医務薬務課の依頼により、痩身を目的とする健康食品5検体についてシブトラミンの検査を行った。結果は全て定量限界値未満であった。

(4) 残留農薬の検査

① 輸入野菜・果物

保健所東部生活衛生課及び西部生活衛生課の依頼により、輸入野菜・果物10検体について、表5に示す231農薬の検査を行った。

結果は表2に示すように、カボチャ、里芋、グレープフルーツ、レッドグローブについて農薬は検出されなかった。

オレンジ(アメリカ産)にカルバリル、オレンジ(メキシコ産)にクロルピリホス、フェンプロパトリン、バナナ(エクアドル産)にクロルピリホス、バナナ(フィリピン産)にクロルピリホス、クロルフェナピル、シハロトリンが基準値以下であるが検出された。

② その他の野菜・果物(国内産・輸入品)

保健所東部生活衛生課及び西部生活衛生課の依頼により、その他の野菜・果物(国内産、輸入品)35検体について、表5に示す231農薬の検査を行った。

結果を表3に示す。

③ 食肉

保健所東部生活衛生課の依頼により鶏肉2検体、食肉センターの依頼により牛肉3検体について、塩素系農薬3種(DDT、ディルドリン、ヘプタクロール)の検査を行った。全て定量限界値未満であった。

④ 学校給食物資

教育委員会学校保健課の依頼により、学校給食用の野菜及び果物について、12検体について表5に示す231農薬及びアセフェート、メタミドホス、ジクロロボスを加えた234農薬の検査を行った(アラマイト及びエンドスルファンについては、市販の混合標準品に含有されなくなったため、平成28年度に測定対象から除外した。)

バナナ3検体中2検体からクロルピリホスが基準値以下であるが検出された。その他の検体について農薬はすべて検出されなかった。その結果は表4に示す。

表2 輸入野菜・果物中の残留農薬検査結果 [単位: ppm]

検体名	検体数	検出農薬	検出率	検出値	※定量限界値	残留基準値
オレンジ	2	カルバリル	1 / 2	0.03	0.01	7
		クロルピリホス	1 / 2	0.22	0.01	1
		フェンプロパトリン	1 / 2	0.09	0.01	5
カボチャ	3	検出農薬なし	0 / 3	—	0.01	—
里芋	1	検出農薬なし	0 / 1	—	0.01	—
グレープフルーツ	1	検出農薬なし	0 / 1	—	0.01	—
バナナ	2	クロルピリホス	2 / 2	0.06 0.06	0.01	3
		クロルフェナピル	1 / 2	0.04	0.01	2
		シハロトリン	1 / 2	0.04	0.01	0.5
レッドグローブ	2	検出農薬なし	0 / 1	—	0.01	—

※定量限界値(0.01以外のもの) ジフルフェニカン0.002、テルブホス0.005、フィプロニル0.002

表3 その他の野菜・果物（国内産、輸入品）

[単位：ppm]

検体名	検体数	検出農薬	検出率	検出値	※定量限界値	残留基準値
かつお菜	1	検出農薬なし	0 / 1	—	0.01	—
かぶ	1	検出農薬なし	0 / 1	—	0.01	—
かぼす	1	検出農薬なし	0 / 1	—	0.01	—
きゅうり	3	検出農薬なし	0 / 2	—	0.01	—
玄米	3	検出農薬なし	0 / 1	—	0.01	—
さつまいも	1	検出農薬なし	0 / 2	—	0.01	—
里芋	2	検出農薬なし	0 / 1	—	0.01	—
スイートスプリング	1	メチダチオン	1 / 1	0.12	0.01	5
大根	6	検出農薬なし	0 / 6	—	0.01	—
玉ねぎ	1	検出農薬なし	0 / 1	—	0.01	—
冬瓜	1	検出農薬なし	0 / 1	—	0.01	—
トマト	1	検出農薬なし	0 / 1	—	0.01	—
なす	5	クロルフェナピル	2 / 5	0.02 0.08	0.01	1
		ペルメトリン	1 / 5	0.04	0.01	1.0
にんじん	1	検出農薬なし	0 / 3	—	0.01	—
白菜	1	検出農薬なし	0 / 1	—	0.01	—
はっさく	1	検出農薬なし	0 / 1	—	0.01	—
はやとうり	1	検出農薬なし	0 / 1	—	0.01	—
ばれいしょ	1	検出農薬なし	0 / 1	—	0.01	—
ぼんぺいゆ	1	検出農薬なし	0 / 1	—	0.01	—
みかん	1	検出農薬なし	0 / 1	—	0.01	—
わけぎ	1	検出農薬なし	0 / 1	—	0.01	—

※定量限界値（0.01以外のもの）ジフルフェニカン0.002、テルブホス0.005、フィプロニル0.002

表4 学校給食用物資残留農薬検査結果

[単位：ppm]

検体名	検体数	検出農薬	検出率	検出値	※定量限界値	残留基準値
バナナ	3	クロルピリホス	2 / 3	0.07 0.04	0.01	3
にんじん	2	検出農薬なし	0 / 2	—	0.01	—
たまねぎ	2	検出農薬なし	0 / 2	—	0.01	—
(冷)グリーンピース	2	検出農薬なし	0 / 2	—	0.01	—
乾燥きくらげ(スライス)	2	検出農薬なし	0 / 3	—	0.01	—

※定量限界値（0.01以外のもの）ジフルフェニカン0.002、テルブホス0.005、フィプロニル0.002

表5 残留農薬検査対象物質 (231種類)

No.	農薬名	No.	農薬名	No.	農薬名
1	BHC (α 、 β 、 γ 、 δ の総和)	39	エンドスルファンサルフェート	79	シニドンエチル
2	リンデン (γ -BHC)	40	エンドリン	80	シハロトリン
3	DDT(p,p'-DDD, p,p'-DDE, o,p'-DDT及びp,p'-DDTの総和)	41	オキサジアゾン	81	シハロホップブチル
		42	オキサジキシル	82	ジフェナミド
4	EPN	43	オキシクロルデン	83	ジフェノコナゾール
5	EPTC	44	オキシフルオルフェン	84	シフルトリン
6	TCMTB	45	カズサホス	85	ジフルフェニカン
7	XMC	46	カフェンストロール	86	シプロコナゾール
8	アクリナトリン	47	カルバリル	87	シペルメトリン
9	アザコナゾール	48	カルフェントラゾンエチル	88	シマジン
10	アジンホスメチル	49	カルボフラン (カルボフラン代謝物を除く)	89	ジメタメトリン
11	アセトクロール			90	ジメチルビンホス
12	アトラジン	50	キナルホス	91	ジメテナミド
13	アニロホス	51	キノキシフェン	92	シメトリン
14	アメトリン	52	キャプタン	93	ジメピペレート
15	アラクロール	53	キントゼン	94	スピロキサミン
16	アラマイト※	54	クレソキシムメチル	95	スピロジクロフェン
17	アレスリン	55	クロゾリネート	96	ターバシル
18	イサゾホス	56	クロマゾン	97	ダイアジノン
19	イソキサチオン	57	クロルエトキシホス	98	ダイアレート
20	イソキサチオンオキソン	58	クロルタールジメチル	99	チオベンカルブ
21	イソフェンホス及びイソフェンホスオキソン	59	クロルデン	100	チオメトン
		60	クロルピリホス	101	ディルドリン
22	イソプロカルブ	61	クロルピリホスメチル	102	テクナゼン
23	イソプロチオラン	62	クロルフェナピル	103	テトラクロルビンホス
24	イプロジオン	63	クロルフェンソン	104	テトラコナゾール
25	イプロベンホス	64	クロルフェンビンホス	105	テトラジホン
26	イミベンコナゾール (2,4-ジクロロアニリンを除く)	65	クロルブファム	106	テニルクロール
		66	クロルプロファム	107	テブコナゾール
27	ウニコナゾール p	67	クロルベンシド	108	テブフェンピラド
28	エスプロカルブ	68	クロロネブ	109	テフルトリン
29	エタルフルラリン	69	クロロベンジレート	110	デメトン-S-メチル
30	エチオン	70	シアノホス	111	デルタメトリン及びトラロメトリン (トラロメトリンを除く)
31	エディフェンホス	71	ジエトフェンカルブ		
32	エトキサゾール	72	ジオキサチオン		
33	エトフェンプロックス	73	ジクロシメット	112	テルブトリン
34	エトフメセート	74	ジクロフェンチオン	113	テルブホス
35	エトプロホス	75	ジクロホップメチル	114	トリアジメノール
36	エトリムホス	76	ジクロラン	115	トリアジメホン
37	エボキシコナゾール	77	ジコホール	116	トリアゾホス
38	エンドスルファン※	78	ジスルホトン	117	トリアレート

No.	農 薬 名	No.	農 薬 名	No.	農 薬 名
118	トリシクラゾール	159	フェンクロルホス	200	プロモホスエチル
119	トリブホス	160	フェンスルホチオン	201	ヘキサコナゾール
120	トリフルラリン	161	フェンチオン	202	ヘキサジノン
121	トリフロキシストロビン	162	フェントエート	203	ベナラキシル
122	トルクロホスメチル	163	フェンバレレート	204	ベノキサコール
123	トルフェンピラド	164	フェンブコナゾール	205	ヘプタクロル (ヘプタクロル及びヘプタクロルエポキシドを含む)
124	ナプロパミド	165	フェンプロパトリン		
125	ニトロタールイソプロピル	166	フェンプロピモルフ		
126	ノルフルラゾン	167	ブタクロール	206	ペルタン
127	パクロブトラゾール	168	ブタミホス	207	ペルメトリン
128	パラチオン	169	ブチレート	208	ペンコナゾール
129	パラチオンメチル	170	ブピリメート	209	ベンダイオカルブ
130	ピコリナフェン	171	ブプロフェジン	210	ペンディメタリン
131	ビテルタノール	172	フラムプロップメチル	211	ベンフルラリン
132	ビフェノックス	173	フルアクリピリム	212	ベンフレセート
133	ピペロニルブトキシド	174	フルキンコナゾール	213	ホサロン
134	ピペロホス	175	フルシトリネート	214	ホスチアゼート
135	ピラクロホス	176	フルシラゾール	215	ホスファミドン
136	ピラゾホス	177	フルチアセットメチル	216	ホスメット
137	ピラフルフェンエチル	178	フルトラニル	217	ホルモチオン
138	ピリダフェンチオン	179	フルバリネート	218	ホレート
139	ピリダベン	180	フルフェンピルエチル	219	マラチオン
140	ピリフェノックス	181	フルミオキサジン	220	マイクロブタニル
141	ピリブチカルブ	182	フルマイクロラックペンチル	221	メカルバム
142	ピリプロキシフェン	183	プレチラクロール	222	メタラキシル及びメフェノキサム (メフェノキサムを除く)
143	ピリミカーブ	184	プロシミドン		
144	ピリミジフェン	185	プロチオホス		
145	ピリミノバックメチル	186	プロパクロール	223	メチオカルブ (メチオカルブスルホキシド、メチオカルブスルホンを除く)
146	ピリミホスメチル	187	プロパジン		
147	ピリメタニル	188	プロパニル		
148	ピロキロン	189	プロパホス	224	メチダチオン
149	ピンクロゾリン	190	プロパルギット	225	メトキシクロール
150	フィプロニル	191	プロピコナゾール	226	メトミノストロビン
151	フェナミホス	192	プロピザミド	227	メトラクロール
152	フェナリモル	193	プロヒドロジャスモン	228	メフェナセット
153	フェニトロチオン	194	プロフェノホス	229	メフェンピルジエチル
154	フェノキサニル	195	プロポキスル	230	メプロニル
155	フェノチオカルブ	196	プロメトリン	231	レスメトリン
156	フェノトリン	197	ブロモブチド		
157	フェノブカルブ	198	ブロモプロピレート		
158	フェンアミドン	199	ブロモホス		

※アラマイト及びエンドスルファンについては、市販の混合標準品に含有されなくなったため、平成28年度に測定対象から除外。

(5) 魚介類中のPCBの検査

保健所東部生活衛生課の依頼により、中央卸売市場に搬入された天然魚介類15検体のPCBの検査を行った。

結果はマゴチ(1検体)及びウマヅラハギ(1検体)から0.01ppm、マアジ(2検体)、クロダイ(1検体)及びイシモチ(1検体)から0.02ppm、マゴチ(1検体)から0.03ppm検出された。それ以外は定量限界値未満であった。

(6) 食品添加物成分規格試験

保健所東部生活衛生課からの依頼により、市内の食品添加物製造施設3社で製造された食品添加物製剤として、陽・陰イオン交換樹脂、次亜塩素酸ナトリウム、アンモニアの成分規格について試験を行った。

結果は全て規格に適合していた。

(7) 食品用器具容器包装の検査

教育委員会学校保健課からの依頼により、PEN(ポリエチレンナフタレート)食器の椀と皿各3検体について、ビスフェノールA、フタル酸エステル類7種及びノニルフェノールの溶出試験を行った。

結果は全て定量限界値未満であった。

(8) 家庭用品中の有害物質の検査

保健所東部生活衛生課及び西部生活衛生課の依頼により、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づく検査を行った。

乳幼児用繊維製品55検体、かつら等の接着剤2検体、家庭用エアゾル製品3検体、家庭用洗剤3検体、家庭用木材防腐剤及び木材防虫剤1検体について、表6に掲げるとおりホルムアルデヒドほか有害物質の検査等を行った。

結果は全て規格に適合していた。

(9) 食中毒検査

保健所東部生活衛生課の依頼により、食中毒の原因にかかる検査を1件行った。LC/MS/MSで測定した結果、巻貝からテトラミンを検出した。

(10) 地域保健総合推進事業

健康危機管理を目的に検査精度の向上を図るため平成29年度地域ブロック(九州)理化学部門精度管理事業に参加した。

参加機関は、地方衛生研究所全国協議会九州支部会員の11研究所で、今回は、演習シナリオとして自然毒の食中毒(グロリオサの誤食)を想定し、とろろご飯中の原因物質(コルヒチン)を推定し分析

するという内容であった。

全ての機関で添加したコルヒチンの測定結果は良好なものであり、健康危機管理における体制の確認ができたとの報告を受けた。

表6 家庭用品の検体、検査項目一覧表

検査項目 検体名	ホルムアルデヒド		メタノール	水酸化ナトリウム・水酸化カリウム	ジベンゾa,hアントラセン	ベンゾaアントラセン	ベンゾaピレン
	24月以内	その他					
おしめ	2						
おしめカバー	2						
よだれかけ	8						
下着	6	4					
中衣	8						
外衣	8						
手袋	2						
くつ下	3	3					
帽子	4						
寝衣	4						
寝具	1						
かつら等の接着剤		2					
家庭用エアゾル製品			3				
家庭用洗剤				3			
家庭用木材防腐剤及び木材防虫剤					1	1	1
合計	48	9	3	3	1	1	1

2 受託業務

油症認定検診に係る血中PCB検査

委託元：福岡県油症対策連絡協議会

同協議会が毎年実施している油症認定検診の一環として、北九州市における受診者の血中PCBを分析した。

油症患者46名の血液、及び対照として北九州市、福岡県及び福岡市の3分析機関でおのおの調製した一般平常人の陰性血液並びに典型的陽性患者1名の血液について、合計50検体の分析を行った。

この結果は、他の検診項目の結果とともに集計され、油症治療班が行っている治療のための基礎データとして活用される。

なお、平成24年度よりGC/MS/MSを用いた分析法で行っている。

3 食品検査信頼性確保

食品衛生検査施設における適正管理基準の実施に伴い、外部精度管理を毎年実施している。

平成29年度は、食品添加物1種、残留農薬3種、残留動物用医薬品1種、サルモネラ属菌検査の計6項目を実施し、すべて良好な結果であった。

平成29年度の実施項目は表7のとおり。

表7 外部精度管理の実施項目

分野	項目	食品
食品添加物	(定性) 酸性タール色素	果実ペースト
農薬	マラチオン チオベンカルブ クロルピリホス	にんじんペースト
残留動物用医薬品	スルファジミジン	豚肉(もも)ペースト
微生物	サルモネラ属菌	液卵

微生物部門



1 試験検査業務

(1) 食中毒・有症苦情等の細菌・ウイルス検査

保健所東部生活衛生課及び西部生活衛生課の依頼により、食中毒の疑い(有症苦情を含む)で22事例、165検体について食中毒原因菌、ウイルスの検査を行った。

ウイルス検査は、原則ノロウイルスを対象とした。

表1に検査件数と結果を示した。

このうち、市内発生の細菌性・ウイルス性食中毒事件は3件で、細菌性食中毒が2件、ウイルス性食中毒が1件であった。

原因の内訳は、カンピロバクター属菌によるものが2件、ノロウイルスによるものが1件であった。

表2に市内発生の食中毒事件の概略をまとめた。テトラミンによるもの1件については、衛生化学部門で検査を実施した。

表1 食中毒(疑)・有症苦情等検査件数 ★は食中毒事件と判定されたもの

事例番号	地区	※発生月	細菌検査(寄生虫含む)				ウイルス検査					検出微生物もしくは特記事項		
			患者便等	従業員便	ふぎ取り	食品・水	計	患者便等	従業員便	ふぎ取り	食品		計	
1	西部	4	1				1							
2	西部	5	2				2							大分県依頼 クドア・セプテンpunkタータ
★3	西部	4						4	3	2		9		ノロウイルスG II.4
4	東部	8						1				1		福岡市依頼 ノロウイルスG II
5	西部	8	2				2							松山市依頼 サルモネラ菌
6	東部	8	3				3							松山市依頼 サルモネラ菌
7	東部	9	1				1							病原性大腸菌
8	西部	9	3	5	11		19	3	5	1		9		セレウス菌、病原性大腸菌
★9	西部	9	3				3							菌株同定(Campylobacter jejuni)
10	西部	9		4	10		14							
11	西部	9		4	7		11							
★12	東部	9	6	2			8							カンピロバクター属菌
13	西部	9	5	2	9		16	5	2	1		8		病原性大腸菌
14	東部	10						2				2		佐賀県依頼 ノロウイルスG II
15	西部	10						7				7		佐賀県依頼 ノロウイルスG II
16	東部	12	4	2			6							
17	東部	12						5	4			9		ノロウイルスG II
18	西部	12						1				1		東京都依頼 ノロウイルスG II
19	東部	12	2	2			4							
20	西部	1						5	5			10		ノロウイルスG II
★21	西部	1	14	3	9		26							
22	西部	1						4	2	2		8		ノロウイルスG II.4
計			46	24	46	0	116	37	21	6	0	64		(総検体数は180検体)

※発生月：保健所からの検査依頼を保健環境研究所が受理した月

表2 市内発生食中毒事件の概略

発生日	発生場所	摂食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設
平成29年 4月19日	八幡西区	12	10	不明	ノロウイルス	飲食店
8月2日	若松区	7	3	不明(鶏タタキ等)	カンピロバクター	飲食店
9月11日	小倉北区	10	5	不明(鶏コース料理)	カンピロバクター	飲食店
9月26日	八幡東区	2	2	エゾバイ科の巻貝(蒸し物)	テトラミン	家庭
11月28日	八幡西区	3	1	アジの刺身	アニサキス	魚介類販売店
12月23日	門司区	1	1	ムロアジ(刺身用フィレ)	アニサキス	魚介類販売店
平成30年 1月14日	若松区	36	24	不明(会席料理)	不明	飲食店

(2) 食品衛生に関わる細菌・ウイルス及び残留抗生物質の検査

① 学校給食物資の細菌及び残留抗生物質の検査

教育委員会学校保健課の依頼により、学校給食物資の豚肉（スライス）22検体と野菜4検体（にんじん、たまねぎ）について、食中毒原因菌であるサルモネラ属菌、カンピロバクター属菌、腸管出血性大腸菌（ベロ毒素遺伝子の検出）の検査を行った。また豚肉については、残留抗生物質について食品の規格基準に基づく検査を行った。検査の結果、すべて陰性であった。

② 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査

厚生労働省実施事業「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査」の一環として、保健所東部生活衛生課の依頼により、国内産の鶏卵4検体、鶏肉2検体、生乳1検体について、食品の規格基準に基づく抗生物質の残留検査を行った。検査の結果、全て基準値未満であった。

③ 市内流通食品のモニタリング検査で検出された菌株の同定

厚生労働省からの委託事業「食中毒菌汚染実態調査」の一環として、食品衛生検査所が市内流通食品を対象に微生物検査を実施している。例年、この検査で腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌もしくはカンピロバクター属菌が検出された場合に、当所において菌株の精査を行っている。29年度は、鶏肉4検体からサルモネラ属菌を検出した。菌種の同定結果を表3に示す。

表3 食品由来のサルモネラ属菌及びカンピロバクター属菌の同定結果

搬入月	検出由来品名	同定結果
10月	焼肉用鶏肉	<i>Salmonella</i> Schwarzengrund (O4:d:1,7)
11月	鶏ミンチ	<i>Salmonella</i> Schwarzengrund (O4:d:1,7)
11月	鶏ミンチ	<i>Salmonella</i> Yovokome/Manhattan (O8:d:1,5)
12月	鶏ミンチ	<i>Salmonella</i> Schwarzengrund (O4:d:1,7)

④ カキのノロウイルス汚染実態調査

保健所東部生活衛生課の依頼により、12月から1月までの冬季の2か月間、月1回、市内4箇所の養殖場のカキ（浄化後）について、リアルタイムPCR法を用いてノロウイルスの検査を実施した。総計10検体を検査した結果、全て陰性であった。

(3) 遺伝子組換え食品検査

保健所東部生活衛生課及び西部生活衛生課の依頼により、トウモロコシ加工品10検体について、安全性未審査の遺伝子組換えトウモロコシCBH351の遺伝子を定性PCR法により検査した。結果は9検体陰性、1検体は検知不能であった。

(4) 感染症発生動向調査事業の病原体調査

感染症サーベイランス事業における市内の病原体定点から送付される患者検体について病原体検査を実施した。

ウイルス分離には、HEp-2、RD-18S、Vero及びRD-Aの4種類の細胞（インフルエンザ様疾患についてはMDCKを加えた5種類）を用い、CPEを指標に3代目まで継代を行った。インフルエンザウイルスについては国立感染症研究所から配布された標準抗原・抗体を用いてHI試験により同定を行い、同定不能の検体はリアルタイムRT-PCR検査を行った。その他の分離されたウイルスは、型特異抗血清を用いた中和試験、直接蛍光抗体法またはPCR検査により同定した。感染性胃腸炎の便検体は、IC検査とPCR検査で同定した。

平成29年度は、総計146検体のうち81検体から表4に示すウイルスを検出した。

(5) インフルエンザの流行状況

① 感染症サーベイランス事業の病原体検査

インフルエンザのシーズンは9月初旬ごろに切り替わるため平成29年度は9月4日までが昨シーズンとなる。この期間については10検体の検査を行い、4月及び5月にA/H1pdm09が1検体、A/H3が3検体、B型山形系統が2検体、B型ビクトリア系統が2検体検出され、薬剤耐性試験の結果は陰性であった。今シーズンは平成29年12月から検体が搬入され、年度末までに39検体の検査を行い、その内35検体からインフルエンザウイルスが検出された。型・亜型の内訳はA/H1pdm09が3株、A/H3が11株、B型山形系統が21株であった。

② 集団発生の探知

保健福祉局保健予防課から依頼された集団発生事例の検査を行った。11月に市内の中学校で集団発生があり、うがい液5検体について、MDCK細胞に接種し、継代2代目の培養上清についてHA試験を行った。その結果1検体が陽性となり、HI試験の結果インフルエンザウイルスB型山形系統を検出した。

(6) 性感染症の抗体検査

① HIV(ヒト免疫不全ウイルス)抗体検査

エイズ対策推進のなかで、保健福祉局保健予防課及び小倉北・八幡西区役所保健福祉課の依頼によりHIV抗体検査を行った。月1回の保健所での夜間受付検体のうち確認が必要な検体及び毎週1回の2か所の区役所で採取した血液について検査した。

スクリーニングはEIA法で行い、陽性検体はPA法及び確認検査としてWB法を実施した。総計512検体を検査した結果、陽性は4検体であった。

② クラミジア抗体検査

小倉北・八幡西区役所保健福祉課の依頼により、性感染症対策の検査(平成14年開始)のなかで採血した検体について、クラミジア抗体検査を行った。EIA法によりIgA抗体とIgG抗体を測定した。総計501検体を検査した結果、陽性は164検体であった。

③ 梅毒抗体検査

小倉北・八幡西区役所保健福祉課の依頼により、性感染症対策の検査(平成14年開始)のなかで採血した検体について、梅毒抗体検査を行った。イムノクロマトグラフィーで抗TP抗体の測定、RPR法(炭末凝集法)でカルジオライピン抗体の測定を行った。総計506検体を検査した結果、陽性は10検体であった。

(7) その他の感染症関連検査

市内で発生した感染症法関連の患者や感染者、接触者等について、保健所保健予防課の依頼により、分離株の同定、生化学性状の確認や血清型別を行った。

① 腸管出血性大腸菌

平成29年度に市内の医療機関から報告のあった腸管出血性大腸菌感染者は13名であった。検出された血清型はO157:H7が9名、O121:H19が1名、O157:HUTが3名であった。

13株中VT1及びVT2遺伝子を保有するものが7株、VT1遺伝子のみ保有するものが1株、VT2遺伝子のみ保有するものが5株あった。以上の結果を表5に示す。

② レジオネラ菌

平成29年度に尿中抗原により発生届出のあったレジオネラ症患者の喀痰3検体から原因菌の分離と同定を行った。喀痰は、スプタザイムによる前処理を行い、BCYE α 、GVPC α 及びWYO α 寒天培地を用いて原因菌の分離を試みたところ、1検体から*Legionella pneumophila*を検出した。

③ 麻疹

6月に搬入された麻疹疑いの患者1名の尿及び咽頭拭い液について、リアルタイムRT-PCR検査を行った。検査結果は陰性であった。

④ 風疹

11月に搬入された風疹疑いの患者1名の尿及び咽頭拭い液について、リアルタイムRT-PCR検査を行った。検査結果は陰性であった。

⑤ 重症熱性血小板減少症候群(SFTS)

5、6、8月及び9月にSFTS疑いの患者5名5検体の血清について、RT-PCR検査を行った。検査結果はすべて陰性であった。

⑥ デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症

6月に1名1検体の血清について検査を行った。デング熱は、リアルタイムRT-PCR検査及びEIA検査を行った。他はリアルタイムRT-PCR検査を行った。検査結果はいずれも陰性であった。

⑦ 鳥インフルエンザ

1月に1名1検体の気管支洗浄液についてリアルタイムRT-PCR検査を行った。検査結果は陰性であった。

なお、当該検体からは、インフルエンザウイルスA/H1pdm09を検出した。

⑧ 蚊の生息状況調査及びウイルス保有調査

5～10月に全12回、市内3か所の公園(戸畑区:夜宮公園、小倉北区:勝山公園、八幡西区:曲里公園)の各東西南北4か所で捕獲された感染症媒介蚊(ヒトスジシマカ)について、同定・計数及びデング・ジカ・チクングニアウイルスの検査を行った。

蚊の全個体数は1,114で、うち雌の個体数は593、ウイルス検査はすべて陰性であった。

⑨ カルバペネム耐性腸内細菌科細菌(CRE)

平成29年度に医療機関から届出のあったCREは*Citrobacter freundii* 1株(4.3%)、*Enterobacter aerogenes* 5株(21.7%)、*Enterobacter cloacae* 8株(34.8%)、*Escherichia coli* 4株(17.4%)、*Klebsiella pneumoniae* 3株(13.0%)、*Serratia marcescens* 2株(8.7%)の合計23株であった。これらについてPCR法による遺伝子解析を行ったところ、5株からカルバペネマーゼ遺伝子が検出された。

(8) 公衆浴場水のレジオネラ属菌検査

① 実態調査

保健所東部生活衛生課及び西部生活衛生課の依頼により、市内の公衆浴場水を対象としたレジオネラ属菌の定量と遺伝子有無の検査を行った。6、7月に15施設75検体、10、11月に14施設68検体の検査を行った。

定量の試験法は「新版レジオネラ症防止指針（財団法人ビル管理教育センター）」に準じた。検査の結果、6、7月に3施設4検体が公衆浴場における水質基準に関する指針値である「10CFU/100ml未満」を満たしていなかった。

遺伝子の有無はLAMP法を用いて検査を行い、6、7月は8施設16検体で、10、11月は6施設10検体で遺伝子を検出した。

② 患者発生に伴う水質検査

レジオネラ症患者発生に伴う疫学調査の一環として、患者が利用した施設の浴槽水等の調査依頼が2件あった。

2件2施設の浴槽水5検体についてレジオネラ属菌の検査を行ったところ、1検体から *Legionella pneumophila* が検出された。

(9) その他の行政依頼検査

① B型肝炎抗原抗体検査

9月に保健福祉局総務課の依頼で、保健福祉局の医療従事者のB型肝炎予防対策の目的で保健福祉局、各区役所の職員33名の血清検査（HBs抗原・抗体検査）をEIA法により行った。

② レジオネラ菌

9月に保健所東部生活衛生課及び西部生活衛生課の依頼により、市内の社会福祉施設等を対象とした浴槽水のレジオネラ属菌の遺伝子有無について23施設29検体の検査を行った。

遺伝子の有無はLAMP法を用いて検査を行い、4施設5検体で遺伝子を検出した。

表4 感染症サーベイランス検査結果

臨床診断名（検体数）	検査材料（検体数）	検査結果		
		陰性	陽性	検出ウイルス（検出数）
インフルエンザ様疾患 (49)	咽頭ぬぐい液 (49)	6	43	inf A/H1pdm09(4)、inf A/H3(14)、inf B 山形系統 (23)、inf B ビクトリア系統 (2)
ヘルパンギーナ (3)	咽頭ぬぐい液 (3)	0	3	CA6(1)、CA10(2)
感染性胃腸炎 (22)	糞便 (22)	11	11	A群ロタ (6)、ノロG II (5)
手足口病 (15)	咽頭ぬぐい液 (15)	0	15	CA6(7)、CA10(4)、CA16(2)、エンテロ 71(2)
無菌性髄膜炎 (9)	咽頭ぬぐい液 (1)	1	0	
	髄液 (7)	5	2	CA10(1)、ムンプス (1)
	糞便 (1)	1	0	
流行性耳下腺炎 (5)	咽頭ぬぐい液 (5)	4	1	ムンプス GW(1)
突発性発疹 (1)	咽頭ぬぐい液 (1)	0	1	ヒトヘルペスウイルス 6B(1)
その他 (19)	咽頭ぬぐい液 (5)	4	1	アデノ 3 型 (1)
	血液 (3)	2	1	CA10(1)
	髄液 (4)	4	0	
	尿 (2)	2	0	
	糞便 (5)	5	0	
不明・記載なし (23)	咽頭ぬぐい液 (17)	14	3	CA10(1)、パレコ (1)、ライノ (1)
	血液 (2)	2	0	
	髄液 (2)	2	0	
	糞便 (2)	2	0	
計		65	81	

表5 腸管出血性大腸菌の血清型及び毒素遺伝子検査結果 UT: 型別不能

No.	分離 月日	血清型		ペロ毒素 遺伝子型	
		O型	H型	VT1	VT2
1	6/6	157	7	-	+
2	6/26	157	7	+	+
3	6/26	157	7	+	+
4	6/27	157	UT	+	+
5	6/29	157	UT	+	+
6	7/26	26	UT	+	-
7	8/1	157	7	-	+

No.	分離 月日	血清型		ペロ毒素 遺伝子型	
		O型	H型	VT1	VT2
8	8/10	157	7	-	+
9	8/31	157	7	+	+
10	10/5	157	7	+	+
11	10/23	121	19	-	+
12	12/12	157	7	-	+
13	1/5	157	7	+	+

食品衛生検査所

(平成29年度食品衛生検査所事業概要から抜粋)



1 検査実績

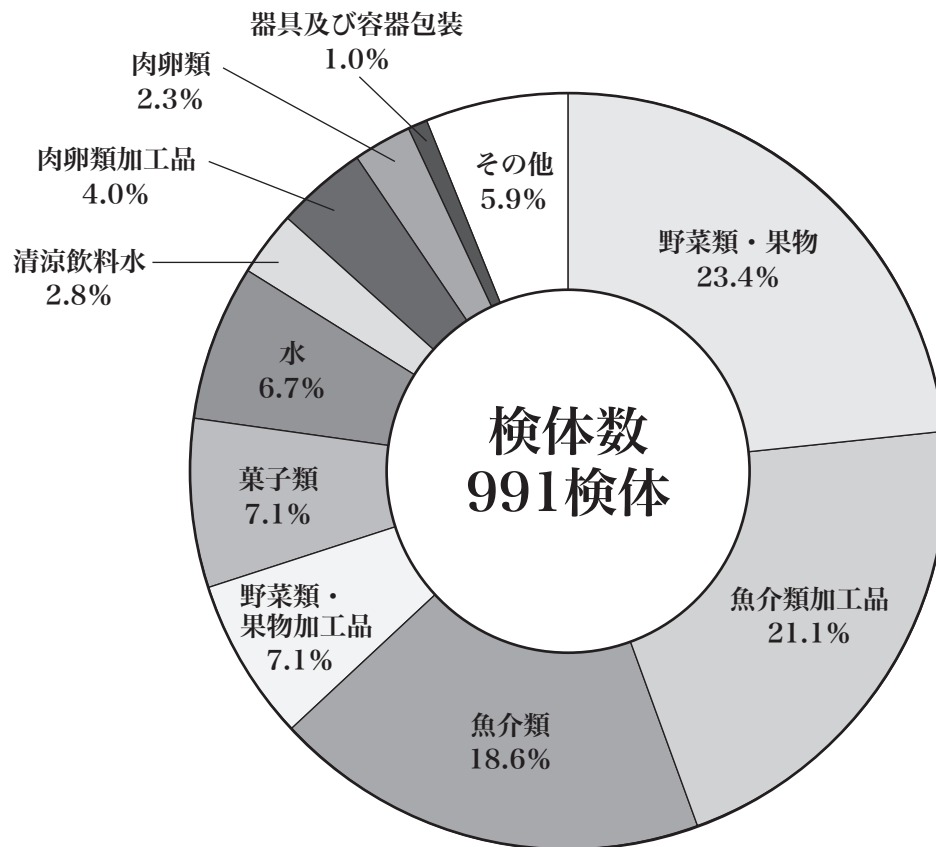


図 検査検体の品目別割合

表1 検査総数

試験項目 食品分類	収去検体数	検査項目数	食品衛生法違反件数	市指導基準不適合件数	表示違反件数	理 化 学 検 査										
						理化学検査検体数	理化学検査項目数	食品中の添加物								
								保存料	漂白剤	着色料	発色剤	甘味料	酸化防止剤	殺菌料	防ばい剤	
魚 介 類	184	463		1		114	234									
冷 凍 食 品	20	170				10	150	20		120		10				
魚 介 類 加 工 品	209	1,658	1	3	5	111	1,344	160	16	1,020	23	80	45			
肉 卵 類	23	49				0	0									
肉 卵 類 加 工 品	40	256				11	174	22		132	9	11				
アイスクリーム類・氷菓	5	10				0	0									
野 菜 類・ 果 物	232	32,311				174	32,207									59
野菜類・果物加工品	70	530				45	455	110		300		45				
菓 子 類	70	713		3		40	600	80		480		40				
清 涼 飲 料 水	28	266	1			14	224	42		168		14				
氷 雪	1	2				0	0									
水	66	151				0	0									
そ の 他 の 食 品	25	124		2		4	60	8		48		4				
器具及び容器包装	10	50				10	50		10							40
乳	8	28				4	16									
合 計	991	36,781	2	9	5	537	35,514	442	26	2,268	32	204	45	0	99	

理 化 学 検 査											細 菌 検 査											
残留農薬	残留動物用医薬品	アレルギー物質	遺伝子組換え食品	添加物規格	重金属		PCB	揮発性塩基窒素	貝毒(動物を用いる検査)	その他理化学検査	細菌検査検体数	細菌検査項目数	細菌数	大腸菌群	腸管出血性大腸菌	E・coli	腸炎ビブリオ	サルモネラ	黄色ブドウ球菌	セレウス菌	カンピロバクター	その他の細菌
					水銀	その他																
	120				44			50		20	70	229	70	50		20	69		20			
											10	20	10	10								
											98	314	82	82			68		82			
											23	49			39			10				
											29	82	12	4	27	8		16	12		3	
											5	10	5	5								
32,148											58	104	6		60	38						
											25	75	17	9		16	16		17			
											30	113	30	30				23	30			
											14	42	14	14					14			
											1	2	1	1								
											66	151	19	66			66					
											21	64	21	21				1	21			
											0	0										
									16		4	12	4	4					4			
32,148	120	0	0	0	44	0	0	50	0	36	454	1,267	291	296	126	82	219	50	200	0	3	0

2 違反食品等の発見状況

表2 食品衛生法違反

	食品分類	違反内容	製造地（原産地）	措置 ※
1	魚介類加工品	亜硝酸根基準値超過	市内	措置命令（回収）
2	清涼飲料水	大腸菌群陽性	市内	措置命令（回収）

表3 食品表示法違反

	食品分類	違反内容	製造地（原産地）	措置 ※
1	魚介類加工品	添加物表示不備	市内	文書指導
2	魚介類加工品	添加物表示不備	市内	文書指導
3	魚介類加工品	添加物表示不備	市内	文書指導
4	魚介類加工品	添加物表示不備	市内	文書指導
5	魚介類加工品	添加物表示不備	市内	文書指導

※ 措置は収去担当課が実施したもの

表4 北九州市指導基準不適合

	食品分類	違反内容	製造地（原産地）
1	生食用調理鮮魚介類	細菌数超過（30万以上）	韓国
2	生菓子	黄色ぶどう球菌陽性	市内
3	生菓子	黄色ぶどう球菌陽性	市内
4	生菓子	細菌数超過（30万以上）	市内
5	そうざい（未加熱調理食品）	細菌数超過（21万）	市内
6	そうざい（未加熱調理食品）	細菌数超過（12万）	市内
7	そうざい（未加熱調理食品）	細菌数超過（30万以上）	市内
8	そうざい（未加熱調理食品）	細菌数超過（30万以上）	市内
9	そうざい（加熱調理食品）	細菌数超過（30万以上）	市内

3 精度管理実施状況

一般財団法人食品薬品安全センターが行った「平成29年度食品衛生外部精度管理調査」に参加し、以下の各検査項目について外部精度管理を行った。

- ①食品添加物(着色料)
- ②食品添加物(安息香酸)
- ③残留農薬(チオベンカルブ、マラチオン、クロルピリホス、テルブホス、フルシトリネート、フルトラニルの6種農薬中3種)
- ④E.coli
- ⑤一般細菌数測定
- ⑥大腸菌群